

支部ニュース

2016年3月 No. 508

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口1-8-6-202
Tel03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

●第44回支部総会特集

※「日本は戦争をするのかー集団的自衛権と自衛隊」・・・・・・・・・・半田 滋

※議事録

※退任の挨拶

- ・幹事長退任のあいさつ・・・・・・・・・・金井克仁
- ・事務局次長退任のご挨拶・・・・・・・・・・伊藤真樹子
- ・退任の挨拶・・・・・・・・・・三浦佑哉
- ・退任の挨拶・・・・・・・・・・黒澤有紀子

●今や、刑訴法等改悪一括法案の廃案をめざす闘いの正念場！

反対集会、反対デモに参加しよう！

反対の声を、依頼者に、知人に、組合に、家族に、広げよう！

抗議の声を日弁連執行部へ、東京三弁護士会へ届けよう！・・・・・・・・・・弓仲忠昭

●2月幹事会議事録

※2016年度幹事会日程



第44回支部総会特集

「日本は戦争をするのか—集団的自衛権と自衛隊」

東京新聞論説委員 半田 滋

選挙が近づいてきて理解しないといけないのは、2012年12月からの第2次安倍政権のやり方を確認すること。これが大事である。

2006年から07年までの第1次安倍政権でも安倍首相の考えはかなり出ていた。それは憲法改正で、もし改正できないときは憲法解釈を変えて集団的自衛権行使を可能にするという意図があった。

なぜ変えたいのかについて、明示的に話されてないが、自民党が野党のときに出した改憲草案があって、自民党総裁としてこれを実現する責任があるということが理由の一つであろう。

もう一つの理由は、個人的な動機付けで、おそらく、敬愛する母方の祖父・岸信介首相がやろうとしてできなかったことを「ボクがやるんだ」という思いがあるのではないか。

もっとも、岸首相がやりたかったことは、自主憲法制定して対米自立を図ることであった。安倍首相は、むしろ対米従属のために日本国憲法を自民党憲法に置き換えようとする狙いがあるのではないかと考えている。

憲法を変えたいということをはっきり示したのが、第1次安倍政権での教育基本法改定である。日本国憲法を学校教育を通じて根付かせるための教育基本法をがらりと変えて、学校教育を通じて愛国心を養うという法律にした。また、2007年に国会審議が不十分であるにもかかわらず憲法改正国民投票法を強行採決した。この点からも、憲法を変えるという政策が、これらが表に出ていたといえる。

もう一つ、集団的自衛権を認めるために憲法解釈を変えるということは、第1次安倍政権でも出ていた。2007年5月に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）をたちあげて安倍さんと同じ考えを持っている有識者13名で集団的自衛権の行使の是非について諮問するというをやっていた。ちなみに、その報告書では、集団的自衛権は政府の憲法解釈上認められてないけれどもこれを認めるべきだ、国連の多国籍軍へも参加すべきだとしている。08年に報告書を受け取ったのは、安倍さんが辞めた後の福田康夫首相だったが、福田さんは、憲法解釈を変える必要はないとして放り投げた。今思えばいい人だった。安保法制懇は第2次安倍政権になって2013年2月に再び招集され、第1次安倍政権時のときと同じ13名プラス1名、合計14名で14年5月15日に報告書を出した。これを受けて7月1日の憲法解釈を変更する閣議決定が行なわれたたという流れになっている。

第2次安倍政権の特徴を考えると、2度目の首相職ということで学習効果が活きている。



第1次安倍政権では、憲法を変える、明文改憲がだめなら解釈で変える、というやりたいことだけをやるという強引なやり方が目立って、2007年7月の参院選で自民党は惨敗。衆参のねじれ現象が生まれ政権運営がうまくいかなくなって07年9月に政権を放り投げるようになった。

そんなことは2度とやってはいけないと安倍さんご自身もお友達もよくわかっている。最初に取り組んだことは、株を高くする・円を安くする、これによって自動車産業などの輸出企業が儲ける、で儲けが日本中に行きわたれば日本国民全体が豊かになる、としてアベノミクスを標榜をした。

しかし、実際のところ、日銀が市中銀行から国債を買い集めたり、何より禁じ手なのが、私たちの年金、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）のお金を株につぎ込むということをした。130兆円の運用をできる組織が株を買えば株価は上がる。他に、国家公務員共済や地方公務員共済、ゆうちょ銀行などが株を買い支えて一時期2万円を超えるところまで上がったが、今は1万5000～6000円のところで低迷している。年金が目減りする可能性が大いに出てきている。円安になったメリットとしては輸出企業が儲かっているように見えるが、ただ差益がでているためであって生産性は上がってなくて景気はよくなっていない。

だが安倍首相がいいことをやっているように勘違いする人がたくさんいて、共同通信の最近の世論調査では内閣支持率50%を復活している。そうやって目くらましをやっているのが特徴で、選挙が近づくときと耳当たりのいい言葉で支持率を上げて乗り切って、選挙で勝ったらやりたいことをやっていく、その繰り返しは安倍政権の今の手法である。選挙が近づいたときに目くらましをやって、それに気づかずに騙されているのが一つの構図になっている。

次に国会で審議をするよりも閣議決定で国の形を大きく変えていくというやり方も特徴である。

2013年12月17日に3本の閣議決定（国家安全保障戦略の閣議決定、平成26年度以降に係る防衛計画の大綱の閣議決定、中期防衛計画（平成26年度～平成30年度）の閣議決定）によって大きく安全保障が変わった。また、その後も、日本の国是とまでいわれた武器輸出三原則を防衛装備移転三原則とする閣議決定（2014年4月1日）で武器輸出を解禁した。開発援助大綱の閣議決定（2015年2月10日）では、旧ODA大綱で軍隊のためには使わせなかったものを、軍隊に対しても非軍事活動ならよいと変えてしまった。こういうものがすべて閣議決定で、極め付けが、2014年7月の集団的自衛権を容認する閣議決定。閣議決定でできる人事も大幅に手を入れている。日銀総裁や内閣法制局長官、NHK会長、JAICA理事長など。

閣議決定であれば安倍さんの思い通りにできる。独裁が進行しているのではないか。

昨年安倍首相が4月～5月にかけて訪米、安保法制について夏までには成立させると対米公約をしたが、この訪米で国賓に準じる待遇を受けた。第2次安倍政権就任後に訪米したときけんもほろろの対応を受けたのと大違いだった。ここに注意をしないといけない。

2012年11月、安倍さんは慰安婦問題で連行の強制の証拠はないとニュージャージー州の新聞に意見広告を出した。このように首相就任直前に挑発するような広告を出したり、ほかにも歴史修正の言動があったのでオバマ政権側は「訪米はお断り」となった。これでは日米関係がおかしくなるので日本政府はオバマ大統領の関心事を調べ、TPPに熱心であることが分かった。2012年12月の衆院選の公約で自民党はTPP絶対反対という従来の公約を変えてTPPについて「議論しましょう」として、これを手土産にして、1カ月遅れのアメリカ訪問が実現した。ただ、アメリカ政府は安倍さんを信用し

ておらず、共同記者会見を用意しないというところでそのメッセージが出ていた。安倍さんは、2013年12月26日には靖国参拝をし、バーンズ国務副長官に「失望した」と言われた。2014年2月から日本に対する懲罰が繰り広げられた。2月の南海トラフ地震の被害想定の日米共同防災訓練をその日になってアメリカは天候不良を理由にドタキャン。群馬県と長野県で予定されていた日本が侵略されたときのための日米共同演習にも来なかった。キャロライン・ケネディ駐日大使がNHKのクローズアップ現代の出演を拒否。アメリカが、災害・防衛で日本の支援をしないというメッセージだった。

この流れで、安倍さんはアメリカには勝てないと思い、TPPの議論も加速した。甘利TPP担当大臣がアメリカに行き、議論していることを見せる。これによって上下両院が貿易促進権限法を通す、オバマさんのやりたいTPPについてアメリカの背中を押すようなことをやったのが訪米の土産のひとつだった。

もうひとつは、今回の訪米時に日米の外交防衛担当大臣が日米ガイドライン改定した。97年ガイドラインをがらりと変えて地理的概念を取り払い限りなくアメリカをお手伝いする、武器を持ってたたかうと約束した。これは自衛隊をアメリカに差し出すもの。

TPPでは日本の農業や日本人の健康をさしだす。限りなくゼロに近い関税では日本の畜産家はやっていけなくなるし、コメもさらに無関税で輸入するとコメ農家は立ち行かなくなる。さらに農薬基準や医療保険制度をアメリカに合わせていくことになる。

私たちの健康・農業・自衛隊をアメリカに差し出したので、アメリカは、なかなか話が分かるとして国賓に準じる待遇をした。要するに、日本を切り売りするのが安倍政権の手法であることに気付かないといけない。

一昨年12月の衆議院の解散総選挙で、今年衆院選挙を迎えるところが任期が2倍に伸びた。

安保法制の問題が広く知れ渡ると7月の参議院選挙で負けてしまうから夏までに安保法制を成就させると区切った。実際に支持率戻ってそのとおりになって安倍さんの思うつぼになっている。今年の参議院選挙で改憲勢力をあわせて3分の2を取るのが狙い。そうすれば来年いよいよ改憲の発議ができることになる。

最初にやろうとしていることは緊急事態条項。加憲なので公明党とも一致できる。一体いつまで緊急事態か定めがない、時の政権が判断すれば緊急事態が始まって、法律と同じ効力の政令を制定して権利も制約できる、というのが緊急事態条項である。

麻生さんが、ワイマール憲法を変えたときのようにこっそりやればよいと言っていたのも、緊急事態条項とも符合する言い方だった。全権委任法という法律でヒトラー内閣に自由に法律を作ることを認めたことによって独裁制が布かれたが、それと同じ方向に安倍政権は向いていくのだろう。それを、震災の記憶あるうちに持ち出すのが得だと考えているのだろう。もしこれが成功すれば、衆院の任期の最後の2018年には憲法9条を変えていく国民投票が行われるのではないかと。これは、非常によく練られた計算されたやりかただ。

耳当たりのいい言葉を必ず最初に持ってくるので分かりにくいだが、やろうとしていることは安倍独裁国家を作ることだ。そして戦前のような日本に戻していくことで、戦前と大きく違うのは、アメリカにこの日本をそっくり差し出すのが意図されているのではないかと。ここが大きく違う。

安保法制は集団的自衛権の憲法解釈を変えたのが一番の特徴である。

安倍政権の存立危機事態の説明は、他国への武力攻撃であってもこれにより日本の存立が脅かされて

日本人の生命が危険にさらされる明白な危機がある場合と言っているが、よくわからない。

そこで最初に安倍さんが持ち出したのは、邦人輸送中の米輸送艦の防護。これは去年の5月15日に首相官邸での記者会見で使ったパネル。集団的自衛権を行使したほうがよいだろうと思わせるためにわざわざこの絵を使った。

しかし、戦争というのは突然起きないもので必ずリードタイムというものがある。たとえばイラクがクウェート侵攻した際の湾岸戦争でも、アメリカは戦争準備に半年もかけた。戦争になる前には軍隊が大規模に移動したり軍事通信が増えたりして必ず兆候がつかめる。朝鮮半島には3万人の日本人がいるが、何かあれば日本の外務省が退避勧告をする。一般の飛行機や船が動いている間に帰ってくるから、パネルのような赤ちゃんや子どもを連れてお母さんが最後まで残っていることはない。そもそも日米ガイドラインでは危機があった場合には各々の国の国民を運ぶこととしておりアメリカが日本人を運ぶことは前提としていない。なにより変なのは、日本の自衛隊の護衛艦が出かけてアメリカの船を守りに行けるくらいなら、最初から護衛艦に日本人を載せて帰ってくればよくて、わざわざアメリカの船に載せるような手間をかける必要はない。

不思議なことに、国会審議が始まると、ほとんどこの絵は出てこない。官邸内でおかしいという話がでたからであろう。最後までであったのはホルムズ海峡の機雷除去。石油の8割を湾岸諸国から買っている。石油が入ってこなくなるという脅しである。

実際はホルムズ海峡を通らなくてもサウジアラビアやUAEに引いたパイプラインで輸出できる。また、資源エネルギー庁のデータをみると、日本のエネルギーの第1位は液化天然ガスの43.2%、オーストラリア、マレーシア、ロシア、カタールからの輸入で、カタールからは影響がある。次のエネルギー源は石炭で30.3%、そのうちのほとんどをオーストラリアから輸入してるから、ホルムズ海峡とは関係がない。肝心の石油は13.7%に過ぎない。そのうちの8割の石油が湾岸諸国から来ないと日本はエネルギーの1割が困るだけでほとんど影響がない。さらにいえばオイルショック以降石油の備蓄がされている。民間備蓄で90日、政府備蓄で110日、産油国共同備蓄で2日分、あわせて200日分を超える備蓄がある。

それなのに安倍さんはホルムズ海峡の封鎖を理由に集団的自衛権の行使をいい続けた。ところが、参議院の特別委員会で強行採決される2日前に、公明党山口那津男代表から、ホルムズ海峡の機雷封鎖の可能性についての質問に対して、安倍首相は、現在の国際情勢からみて考えられないと答弁。これはイランが主要6か国と核査察で合意し機雷で封鎖する理由がなくなったから。さらに、石油の埋蔵量が世界で第4位、天然ガスの埋蔵量が第1位、人口が8千万人という豊かな市場を持っている。欧米諸国がイランとの国交回復をして貿易を盛んにしようとするときに日本だけがイランを悪い国と言っていたら来なくてよいと言われてしまう。そろそろ本当のことを言おうと、強行採決の直前になって本当のことを言った。10月には岸田外務大臣がイランに行って貿易協定を結んでいる。いま、存立危機事態の定義で生きているのは、時の政権が総合的に判断するというだけで、たとえ話が1個もなく、安倍さんのさじ加減という基準しか残ってない。

自衛隊の具体的活動がどうかわるのか。安保法制は3月29日に施行の運びで、一つは海外活動が変わるかもしれない。

現在行われている自衛隊の海外活動は、ソマリア沖の海賊対処とアフリカ南スーダンの国連平和維持活動の2つ。

ソマリア沖のアデン湾では海賊行為が行われてきた。アデン湾に面するジブチに海上自衛隊のP3C

哨戒機の基地が置かれている。アデン湾ではだいたい1100キロメートルを片道2日かけて護衛艦が民間船舶をエスコートしている。派遣されている護衛艦は2隻。1隻は、日本や外国の船舶を引き連れて海賊が近づかないようにエスコートする。もう1隻はアメリカ軍のCTF151(Combined Task Force 151)にはいつてゾーンディフェンスをやっている。さらに自衛隊のP3C哨戒機2機は必要とされる警戒監視活動の6割を日本、残りをドイツとかスペイン、フランスなどヨーロッパ諸国が分けてやっている。本来であればアメリカがやるところを日本が代替することで、アメリカが自国の軍をテロとの戦いに回せる。アメリカの間接的な支援を恒常的に行っている。エスコートする船舶の中に日本の船はほとんど入っていない。税金が高いため、日本の船会社は船籍をリベリアやパナマなどに移してしまうためでもある。ジブチの拠点は派遣海賊対処行動航空隊でP3C哨戒機2機が置かれている。それほど面積が広いわけではなく、ここを守るために陸上自衛官50名が派遣されて機体や敷地を守っている。しかし、ジブチの空港の一角なのでセキュリティしっかりしている要所だから自衛官が守る必要ない。安保法制で任務が変わるかという、2015年にアデン湾で海賊に襲われた船はゼロ。しかし、せっかく建物を作ってしまったので残っている。

南スーダンの活動はPKO。自衛隊はPKOでは道路や橋を直したりする技術で世界的に高い評価を得ている。特にハイチでは日韓共同で敷地の造成などを行ない、自衛隊のレベルの高さに潘基文事務総長が感激し南スーダンに来てくれと。当時民主党政権で安全保障にアグレッシブなところを見せようとPKOを出すことにした。

ただ、国連から当初頼まれたところは危ないので行かず、頼まれてなかった首都ジュバで働いている。トンピン地区と呼ばれる地域に日本隊の宿営地があるが、ここは滑走路・飛行場がありセキュリティがよい地域に自衛隊が入っている。この地区には国連の各国部隊が集まっている。地区全体をバングラデシュが守っていて、自衛隊が守る必要がないところである。

治安情勢は悪くなく、警備小隊を減らして、施設小隊、施設機材小隊がPKO主力でいる。日本の1.7倍の面積で国民1000万くらい。日本の13分の1くらいの人口。産業は石油輸出くらいでたいして取れず放っておくと立枯れかねない。このままだと第2のソマリアになるかもしれないと予防的な形で展開してる。マンパワーが足りないので自衛隊が出て行って道路を舗装したりしている。日本の国際協力機構(JICA)がODAで水道局を作り直すことになり、古い施設を壊す作業を自衛隊がやった。スーダンから帰還民の一時待避所として建物を作るのを今回やっている。これまではPKOで国連からやってくれといわれたことをやっていたが、今回は南スーダン政府ジュバ市当局などと連携して日本を売り込もうとしている。良いことのようにだが、そう単純な話ではない。アフリカに中国が進出していることにアメリカは気になっているのだが、アメリカはソマリアPKOで懲りて参加しなくなった。その代わり日本が出て来ている。中国がのさばっているのをけん制という意味合いがある。

ソマリアや南スーダンは、安保法制で何がかわるか。駆けつけ警護がおそらく入ってくる。安倍さんは昨年5月15日の会見で従来の憲法解釈ではNGOを武装集団から守れないと強調した。改正法10本にPKO協力法も含まれ、できないとされてきた任務遂行のための武器使用もできることに。防衛省内では駆けつけ警護を検討している。自衛隊法の改正でも駆けつけ警護ができるようになる。問題は、どの国も成功していないということ。

2014年7月海軍特殊部隊ネイビーシールズがシリアで拉致されたアメリカ人ジャーナリストと助手の駆けつけ警護で救出に失敗し、人質が2人も殺害される。大事なものは、部隊の能力と情報の二つである。情報とは、拘束された人質がどこにどのような状態にいるのか、武装集団がどのような武器を持ち、何人いるのかなどであり、これが分からないと危なくて行けない。しかし、去年、後藤健二さん

湯川遥菜さんがISに捕まったとき、日本政府はどこにいるのかさえ分からなかった。2004年1月陸上自衛隊が行き、4月にファルージャで高遠菜穂子さんたちが9日間拘束されたとき、解決したのは自衛隊でも日本政府でもアメリカ軍でもない。現地のお坊さんが武装集団と話し合って解決した。当時官邸にいたのが柳澤協二副官房長官補だが、釈放されるまで何の情報も入ってこなかった、と。つまり能力がない。けれども法律として通ってしまったから施行されてしまう。

南スーダンの部隊は5月に派遣の期限となり、いつ閣議決定で駆けつけ警護が実施計画に盛り込まれてもおかしくない。安倍内閣は参議院選挙に影響あるからやらないとしているので、どこからやるかという11月から。

ジブチは現状では国際平和協力活動をやろうとしている。自衛隊の道路をなおすなどの活動が評価され能力構築支援をやっている。外国軍隊に道路の直し方や設計図の引き方を教えるのをやっている。そこで駆けつけ警護任務を与えられたら、能力あるなし、情報あるなしに関わらずやらないとならないので、どうなるかわからない。

高遠さんに、もし自衛隊が来たらどうなったかと聞いたことがあるが、答えは、きっと殺されたと思う。見通し良い砂漠の一軒家だから自衛隊も犠牲者が出たと思う、と。安倍さんはそういうことを心配しているだろうか。

もう一つ、施行後で気を付けなければならないのは、11月の大統領選挙で誰が大統領になってもおそらくイラク、シリアの空爆でガイドラインに基づき支援を求められ、断る理由がなくなる。安倍首相は、今は政策判断として後方支援しないだけであり、政策判断としてやることもあり得る。後方支援で発進準備中の航空機の燃料補給や整備、弾薬の提供をすれば、攻撃を受ける側からすればアメリカと同列のことをやっている。お手伝いを加速すればするほど日本人が危険な目にあう、海外のビジネスマンや旅行者が狙われることになる。実際に日本がイラク戦争に派遣した後にアルジェリアで日本人が殺害される事件が起きているのだから、またそういうことが起きるかもしれない。将来的にアメリカが地上部隊を派遣したとき、陸上自衛隊が後方支援で武器弾薬燃料食料の輸送補給を求められることに。

国会答弁で「後方支援をする日本は紛争当事国ではない」すなわち自衛隊員が拘束されても捕虜にはなれないと答弁した。要するに捕虜としての適正な待遇をうけない、相手国の刑法で裁かれることになる。さらに、日本の国外犯処罰規定でも裁かれるおそれがある。国の命令で派遣され活動しているのに、外国の刑法や帰国して日本の国内法で裁かれるという理不尽なことになる。自衛隊を軍隊としていない法制だからおかしくなる。自衛隊を軍隊として扱うのがおかしい。海外派遣を常態化させ軍隊と同じ活動をさせようとしているから、軍法がないなかで不自由な活動を強えられる。例えば、2001年にハワイであったえひめ丸の衝突事件で原子力潜水艦のワドル艦長は軍法会議にもかけられなかった。軍務が重要なので、軍務に忠実であったから罪に問う必要なしとなった。こうした法制がなく派遣される自衛官が気の毒。



ジブチと南スーダンでの安保法制適用について検討が始まっている。交戦規定ROE作成も始まっているはずだが特定秘密でわからないだろう。

選挙が終わるまで安保法制がないことにされている。輸送防護車（地雷を踏んでも壊れないもの）を自衛隊が4両買ったが、報道陣が取材を申し入れても見せてもらえない。また、国際活動教育隊も、特措法型派遣で危険な派遣に備え陸上自衛官の教育を行なっているところを見せてもらえない。これまではPR効果あるからこれまで見せていたが、今回は見せない。要するに、安保法制はないことにしたいという思いが防衛省にある。首相官邸が7月までおとなしの構えでいくのと歩調を合わせている。ただ、選挙終われば、これまでと同じく、積極的に自衛隊を活用することになるから一時的な目くらましである。

仮に、自衛隊が将来出て行ったときどうなるか、はイラク派遣が参考になる。幕僚長の会見の窓口を廃止するという一方的に行ってきた。報道対応をしなくなる。クウェートに着いた先遣隊の活動が分からないから自衛隊車に追いついてカーチェイスのようにして取材する。武装集団がいて危ないといっているのに自衛隊と報道陣が目立つことをやっている。おかしいので報道対応を申し入れたら10項目の禁止事項を守らないと取材証を発行しないとやってきた。だが、守ると記事にならない。大本営発表しか書けなくなる。禁止事項10項目のようなことは今は特定秘密になっているだろう。

高遠さん橋田さんらジャーナリストの事件があって日本の報道陣は帰ってしまったので問題が生じなかったため、実際に報道でどういう問題が生じるか検証されてない。日本中が違憲だといっている活動に対してどうぞ取材してくださいとはならないだろうし、特定秘密保護法がかぶさって圧力をかけてくる。いまのテレビ番組のように政府を忖度して報道しない社もでてくる。そうすると知る権利が侵され民主主義は危機的になる。自衛隊の活動ひとつをみても安倍政権の対応がいかに危ういかわかる。

7月の参院選で32ある1人区でもし野党が20勝てば自民党の中でさえ安倍おろしの声が出てくる。与野党が逆転すれば、衆議院では与党が多数を占めていても、安保法制は施行はされるけど実施できない可能性がでてくるのではないか。息の長い活動で、これまで出てきた閣議決定を一回元に戻すことをやっていかないと安倍政権にブレーキをかけられない。

子どもや孫に何であのとき体をはって頑張らなかつたんだと言われるようなことにはしたくないから、頑張らなければならない。一緒に頑張りましょう。



総会議事録

議論（一日目）

1 憲法課題

●リード発言：青龍事務局次長

半田さんのお話からも戦争法制が成立して、今後どうなるかということが明らかになった。海外で自衛隊員が殺し、殺される危険性が出てきた。学生、ママの会などの市民が反対運動を行ってきた。成立後も廃止のための運動が続いている。2000万人署名も取り組まれている。市民連合ができ、野党共闘という声が高まった。

他方で、安倍政権が明文改憲発言を繰り返している。9条改憲の前に緊急事態条項を新設するという話しもだされている。後押しするように、右派は神社などで反対の署名を集めている。フランスのテロや北朝鮮の問題などもある。

5野党の共闘。戦争法制廃止の統一。選挙統一。前向きな動きも高まっている。

今年の参議院選挙がどうなるか動向が気になる。東京選挙区は複数人の選挙区なので、選挙協力はそこまで求められないかもしれないが、衆議院選挙も同時期に行われる可能性も出てきている中では、選挙協力もあり得る。

安倍政権を倒すということで一致していくための動きをどうやって作りかを交流したい。

東京支部でも各事務所の憲法運動交流会を6回行ってきた。2000万人署名をどうやってやるかとか。支部全体でも5万集めようという目標をかかげている。

各事務所の取り組みの発言も期待している。

●長澤団員

国際情勢から見た戦争法廃止の闘いについて話したい。

アメリカ大統領選挙が盛り上がっている。一年前までは民主党はクリントン、共和党はブッシュで決まりと言われていた。

トランプは予備選挙でも落ちない。サンダースがクリントンと互角の戦いをしている。

予想できない闘いが行われている。

クリントンの任期がない。サンダースは、クリントンは1%の支配階級からお金をもらい、その代表的な立場にある、自分は99%の市民の代表だ、というのがサンダースの呼びかけ。クリントンはこれまでの大統領と同じ。代わり映えしない人しか見えない。アメリカの現状としては、大学生が平均300万円を超える借金を抱えている状況。しかし、就職はできない。格差社会の拡大。若者が考えた結果として、民主社会主義者を名乗るサンダースを支持しているという状況。

世界の状況を反映しているのではないか（アメリカは世界の縮図）。

シリア難民の排斥の問題がある中で、欧州では右派が力を強めている。メルケル政権への批判が高まっている。フランスは右翼の国民戦線が支持を強めている。しかし、ポルトガルでは左翼政権が誕生している。反緊縮財政を謳った左翼政権ができた。最低賃金の導入をしている。

カナダでは自由党が政権をとる。シリアからの撤退。

イギリスでも新しい労働党党首がでてきた。

チリでも左派政党が与党となり、学費無料化などの実現をしている。

日本は？右翼的な安倍政権だけが見えて、国民側の政党がみえない状況となっていた。内閣支持率も上向き（1－2月にかけて）。島尻、高市、丸山などの失言があっても下がらない。しかし、野党共闘という新しい動きが出てきた。

共産党がいったん国民連合政府の実現を脇におく、ということで共闘が実現できた。

岸井氏は、共産党の転換は大きいと評価。

大きく政治が動く第一歩となりそう。民主党はどうなるのかということが、これから問題。

日本の中でも国民の側に立った動きが求められている。

●松井団員

安倍首相は憲法 9 条の改悪を主張している。失言のレベルではなく、稲田政調会長へ質問をさせて、意図的に憲法 9 条改憲を打ち出した。

参議院選挙の公約にするといっている。

憲法 9 条改憲阻止をテーマとして最重要の位置づけをしないとイケない。

自民党は結党以来、改憲はいつているが、国政選挙で改憲をいったことは少ない。中曽根も実際はいつていないかと思う。第一次安倍内閣がいった。このときは参議院選挙に惨敗した。しかし、今回はこれまでのことを踏まえて言っているのだから、大きいと思われる。

安倍首相があれだけいつているのに、こちらは対応ができていない感じがする。

緊急事態条項も大事だが、一番最初は憲法 9 条改憲反対を一番に出す必要がある。

議案書では、7月の選挙までしか書いていない。この選挙後に改憲策動が大きくなる。

それとどう闘うのか……。頑張りましょう。

●島田団員

一週間前に議員会館前にいった。野党が冒頭に5野党の共闘が本日実現しました！と発言していた。議員会館前では、大歓声が起こった。

これまでの運動が共闘へ走らせた、私達が実現させたとみんなが思ったから大歓声が起こった。

9 条の会東京連絡会の集会があった。小林節さんは、民主党、維新の党、共産党が組めば選挙に勝てる！政権を取り返せば、全部チャラになるといつていた。

東京連絡会での意見交換：野党合意ができたことは 2000 万人署名の励みになる。

2000 万人署名がなかなか進まない。中国などがせめてきたらどうする？と言われると回答ができない。こういった声にある程度答えられる。

本土と共闘していく動き。辺野古。

改憲草案の怖い中身をもっともっと広げていく必要がある。

中野ゼロホールでの企画。

日朝協会企画（4月12日～14日の韓国でのデモ）。

●平井団員

安保法廃止の取り組み。特別決議についていくつか意見あり。

・本部の将来問題委員会の方で考えているのは、各事務所の財政基盤作りの検討をしている。東京支部でもできないか。意見を設ける機会がほしい。

- ・5 野党の共闘について。野合と自民党がいつているが、政策をはっきり掲げて合意をしているのだから野合はありえないこと。
- ・安保法制廃止のための政治部門での仕掛けを作った。
- ・2000 万人署名を達成して、野党を後押しすることが可能なので、より一層やる気がでる。街頭宣伝のときにも、民主や維新などを呼んで・・・ということもできるし、運動が大きくなる。
- ・東京法律で5000筆達成しても、2000 万人達成できるわけではない。
- ・裾野を増やす必要あり。市民ウオッチを作り、Web サイトでなかなか普段情報が届かない人達にも伝えていけるようにしたい。

●早田団員

あすわかが一番力を置いているのは、緊急事態条項。

立憲主義を一時的に停止するもの！と訴えている。緊急事態条項といっても、色々な定め方がある。今想定されている自民党憲法改正草案では大きく3つ。

- ① 人権制約
- ② 法律と同じ効力をもつ政令制定
- ③ 内閣の指示に何人も従わないといけない。

とんでもない濫用を生む可能性あり。

自民党は耳障りのいいことをいって宣伝をしている。

- ① 災害対策
- ② 国会議員の任期延長だけやろう。

緊急事態条項があったら災害時に何かできた？→災害対策基本法で既に建物内への立ち入りができる
と規定あり。わざわざ緊急事態条項を定める必要はない。

災害対応のときは、権限を現場におろすことが必要。しかし、緊急事態条項は内閣に全ての権限が集中してしまい、現場が内閣から指示があるまで動けなくなってしまう。かえって迷惑。

任期延長については、私達から見ても、何でもいから改憲したいと意図があるが、きっちり丁寧に反論をすることが必要。災害前の国会議員の任期がずっと延長されることになる。災害後の国民の声が反映されなくなる。戦時中も、選挙どころではないから、このままで・・・ということがあった。

任期延長だったらいいんじゃない？という声にもきちんと反論をしていく必要がある。

あすわかの新リーフ。朝まで生テレビでも緊急事態条項がテーマで大田団員が出る。

●白神団員

去年は68回の講演を行った。これから夏の参議院選挙を闘っていく必要。

あすわか等の活躍で、理論的なベースが市民の方々へ広がっている。

講演活動で求められることは「励まし」ではないか。エネルギーのわく話しをする。元気になる話しを
するところをリピーターさんには評価してもらっていた。

若い方との対談。今起きている社会問題を自分のこととして捉えたときに、運動をしようと思った
とっていた。同じ社会問題に直面したときに変わる人、変わらない人がある。

→変わった若者は社会の仕組みを仲間と一緒に学んで議論して、初めて自分の問題として捉えることが
できたといっていた。世の中をよくできるんだという自信を得たときに変わる。

希望を語ってほしい。

労働組合で話しをしたときは、組合員1名必ず増やして帰ろうと思っている。

次の選挙で勝つことで、希望が広がる。

八王子選挙では超党派で闘ったが負けてしまった。超党派の候補者調整で時間がかかった。この超党派での闘いの中で、政策の統一、打ち出しが超党派の市民の方々に受け入れられるような形で打ち出しができなかったことが敗因だと思う。沖縄の選挙も、相手方が本気で組織票を使ってきた。

こちらにも本気で、いつまでに何をするのかということ掲げて、それを確実に実現していくということが重要。

●飯田団員

憲法全体を語りたいたいという思いで憲法落語をやっている。90分やらせてもらえないところにはやりたくない。前半できちんと憲法の歴史を振り返っての落語を行っている。憲法を語ることが、一番元気になってもらえる。こんな素晴らしいものを私達は持っている！と。

客層が今年は変わってきた。去年は警戒？していたと思われる人達からもお声がかかるように。

野党共闘ですぐに勝てるというものではない。

必ずお礼状を出したり、地方紙でも記事を出して貰えれば、どこにでもお礼状を出すなども行っている。

議論二日目

引き続き憲法課題

●並木団員

5月28日に開催する憲法フェスティバルの紹介

●佐藤団員

オール大田の取り組み。蒲田駅に民主党、維新の党、生活の党、共産党らの5党がそろい踏み。大変盛り上がった。

●金田事務局

東京法律事務所での2000万人署名は、現在3053筆集まっている。

スナックを経営している人お願いすると40筆、居酒屋で20筆など。

いろんな人たちに集めてほしいと言っている。返信用封筒もつけている。

棒グラフにして事務所に掲示する。図書カードを贈呈するという意見もあった。

●船尾団員

城北での取り組みの紹介

連続企画として、12月9日に映画「イラク チグリスに浮かぶ平和」の上映会をした。124名もの参加があった。次回は3月3日に沖縄・辺野古関連の企画を行う。目標については事務所に帰って検討したい。

練馬で3月にパレードを行なう。前回は1500人集めた。板橋も宇都宮さん呼んで集会を行なう。豊島は山添さん呼んで企画を行なう予定。

●芝田団員

選挙制度問題。特別報告集14頁参照

意見書を今作っており、3月中には完成する予定。

●金団員

ヘイトスピーチについて

東京弁護士会で配布したパンフレット紹介。

東弁の憲法委員会は消極的反対。ワーキンググループの中で、これはやらないといけないという意見。自分の妻は日本人で子どもは2歳と6歳。苗字は金。金と呼ばれる度に緊張感を強いられる。大阪で条例ができたが、これを賛成する。ヘイトスピーチ規制はストーカー防止法と同じ。被害者の側に立つべき。弁護士会は強制加入団体で限界がある。ただ、ヘイトスピーチについては弁護士会の方が進んでおり、自由法曹団はこの問題に取り組んでいない。東京支部が考えるべき。1から自分が中心になってということは精神的にもたないの、共に行動していきたい。

1 教育課題

●伊藤団員

育法社教科書採択阻止の取り組み。団本部でのプロジェクトチーム。事務所間で情報収集、経験報告を重ねた。東部事務所では各所員が最低でも1回は展示会へ行き、意見を書いた。大田区での継続採択阻止が今回最大の成果。採択されてしまったところでも、全員一致ではない。支部でもアンケートを集め、冊子にまとめた。

道徳の教科化問題。18年度から小学校で実施。検定教科書の使用が義務付けられるため、教材選択ができない。その上で愛国心が全国一律に教え込まれる。学習指導要領には憲法が定めた平和主義、基本的人権等は含まれていない。教科化を好ましいと思っている人たちに説明をして誤解をとく必要がある。

選挙権年齢引き下げにともなう政治の教育への介入問題。大学自治の問題もある。

2 労働課題

●三浦団員

昨年派遣法が強行的に通された。労働時間法制改悪の労基法改正案は継続審議となった。さらに反対の声は広められるはず。解雇の金銭解決制度の検討会が導入ありきの姿勢で昨年10月から始まっている。労働組合潰しが特に危険。

団支部として東京地評と学習会や街宣を行ったり、タブロイドを作ったり行った。これからも続けていく。団本部で4月21日に院内集会を行なう。2月に行った高橋賢司准教授の講演。

憲法だけでなく労働・貧困の問題にも力を入れて欲しい。学習会もやってほしい。そのことが選挙や戦争法廃止での勝利に結びつくはず。

●鷲見団員

全労連等と16頁から成る改悪派遣法対応マニュアルと作成しており、3月中には完成する。改悪されたが、直接雇用正社員化への道はある、そこをどうやって打破するかを目指して作成した。期間延長のための意見聴取手続については、意見聴けば良いというものではなく延長は認めないと訴えていくために、その根拠を示して解説。全労連で1万5千~6千作る。団員が学習会をやりと組合には言っているので宜しく。

労働時間法制は年内には成立を図ってくる。解雇の金銭解決制度については、事案が異なる以上、基準なんてあるはずがない。安倍は同一労働同一賃金を言い出している。正社員の賃金が下がる危険もあり、何をしようとしているのか研究して、対案を示していく必要がある。

ローパーフォーマンス社員（ローパー社員）をどうやって退職に追い込んでいくかにつき、人材ビジネスが助言など積極的にしている。労働移動助成支援金の影響。

●小部団員

高齢者の貧困と格差の問題。下流老人という言葉も。年金にも差別がある。生活できずに困窮している老人も増えている。

年金者組合による年金訴訟(特別報告集102頁)。全国で訴訟を行っている。審査請求をしたところ、却下されて取消訴訟を提訴した。43都道府県で原告5000人を超える。法律の憲法13条、25条、29条違反、国際法違反を主張している。労働運動は気軽に楽しくやらないといけない。負けることを恐れず。東京での原告は728人。地域ごとに原告を担当する必要があるので弁護団に是非参加してほしい。

●大久保団員

- ・ありサンマークの引越社の事件

長時間労働、繁忙期は残業月200時間を超える。繁忙期じゃなくても月80~100時間を超えている。交通事故、壊すなどの場合、損害賠償は従業員から天引き。「あり地獄」と自分たちで呼んでいる。団交を申し入れると、電話受付係、シュレッダー係に異動させた。配転命令の無効を求めて15年7月末に提訴。ところが直後に「訴えたから」懲戒解雇。「罪状ペーパー」を各支店に張り出す、送りつけるなど名誉毀損行為。懲戒解雇につき仮処分申立すると、会社は撤回したがシュレッダー係に戻しただけ。

宣伝行動を行った際の役員の怒鳴り、尋常じゃない態度がYouTubeでは200万再生になっている。都労委でも紛争になっている。「ガイアの夜明け」でも報道された。テレビとの連携は重要。

- ・詐欺求人者のホットラインを労弁、ブラ弁でホットラインを開催した。求人票と実際の労働条件が違うケース。

●萩尾団員

郵政65歳解雇訴訟。

一審判決が昨年出た。同情的なこと、リップサービスが多々書かれているが、解雇有効の判断。就業規則は、65歳以上の方が働けるかどうか判断することが煩雑、訴訟リスクがあることなどを理由に合理的だと判断。これでは何でもかんでも就業規則で定めればよいということになってしまう。郵政は、非正規労働者が一番多い。パワハラ、不当労働行為等々日本最大のブラック企業である。これを是正する必要がある。

4 刑事治安課題

●横山団員

盗聴法・司法取引。今国会で審議される。当初政府はわずか10時間で通過させることを目論んでいた。冤罪被害者、学者、法律家団体等が反対の声を上げ、衆議院での徹底審議という成果を上げた。衆議院法務委員会では4論点で徹底審議が行われ、68時間の審議時間。4人の団員が参考人になった。予算審議を終えた後、参議院法務委員会で審議。警察は盗聴法の予算がついているので、与党は相当必死、強行採決もありえる。

団対策本部としては、法務委員会、日弁連執行部への働きかけ等を中心に活動。3月18日に院内集会。昼デモを4月頃にやりたい。

共謀罪の話もあるが、共謀を補足するためには盗聴が必要。さらに会話傍受も。共謀罪を阻止するためにも盗聴法をつぶす必要がある。

民主団体でも関心が低いところがある。憲法の学習会の時に一言でもいいので触れてほしい。

●弓中団員

先日の選挙で、刑訴法「改正」について中本は推進派、高山は反対派。あのような結果になった。

冤罪被害者はなぜ日弁連が冤罪を生み出す法案を生み出すのかと。法務大臣は、冤罪を防ぐためとはいえ、安全にするために法案を通してほしいと言っている。治安立法そのもの。社会正義の実現をうたう弁護士会が反対しなくてどうする。執行部は国民の支持が得られない、可視化がこの機会を失ったら実現しないかも、だから一括して賛成。中本執行部はこれを引き継ぐ。特別報告集151頁に詳細に書いた。考えは色々だが、反対について大方は一致できると思う。

法務省は本気。黒川官房長は盗聴法と共謀罪をやり遂げるまでやめない。集会、ビラ等で反対活動を頑張りたい。金団員のヘイトスピーチに関する発言は感銘を受けた。私は規制すべきだと思う。参議院ではヘイトではなく刑訴法からやる模様。2ヶ月あれば通ってしまう。今が行動するときだと思う。

5 都政課題

●石島団員

昨年の東京都予算方針では都民の福祉の充実による生活の上昇が定められていたが、今年はこれを削除。

国立競技場を小さくする、としていたが、1448億円支出することが決まっている。

横田基地については、昨年5000人集会での取組をしたが、今年も引き続き取り組む。東京の問題として。同盟調整メカニズム横田基地に設けられ、戦争法の先取りとなっている。しかし、舛添都知事は、あくまで国の専管事項であると言っている。

●中川団員

社保庁解雇訴訟の現状報告（特別報告集88頁）。別表1、2が見たければ、声をかけてくれれば。3月30日に高松地裁で判決。

自治体から民間に業務委託。路上喫煙注意している人、パトカー替わり。雇用の承継が問題となったとき、対応してもらいたい。

築地の問題（特別報告集134頁）。まだ、豊洲移転は決まっていない。報道と現場とは違う。注視し

たい。

オリンピックについて、日本は2016年に落選したこと、若い団員がコペンハーゲンに行ったこと、阻止行動したことを知ってほしい。楽しい活動をすることが大事。

●佐藤団員

マイナンバーについて。団支部では瀬川弁護士が活躍。学習会の要請があつて勉強してそれから危険性を知った。関心は大変高い。どうしたらいいのかという点で関心が高い。就業規則違反になるのかとか。

税理士が学習会をやっている。ただ、法律的な観点については弁護士じゃないとできない。マイナンバーを会社や役所に出さなければどうなる？に答えられるのは弁護士しかいない。人権、民主主義という観点で勉強してほしい。支部では問題提起をして学習会などを開いてくれるとありがたい。

●滝沢団員

沖縄代執行訴訟について。月曜に尋問で終結、判決になりそう。

同一労働同一賃金が争点となっているメトロコマース事件（特別報告集108頁）。労契法20条が使われている裁判がない。全労協の事件だが、正社員の情報が何もないという状況で裁判が始まった。

現行法を有効に使っていくということが重要。正社員が。

支部予算について、過去は支部財政はひっ迫していた。今は2000万円を超えている。

集会等々、支部固有の活動に利用してほしい。社会課題は増えている。

退任の挨拶

幹事長退任のあいさつ

東京法律事務所 金井 克仁

前川さんから引き継いだ幹事長というバトンを無事に長尾さんに受け取っていただき、本年2月の支部総会をもちまして幹事長を退任いたしました。思いのほか2年間は早く過ぎ去りましたが、皆様のご協力等により忙しいなかにも充実した期間でした。ありがとうございました。

さて支部総会でもお話ししたのですが、幹事長就任に際し私は支部運営について2つの努力目標をあげていました。全員参加の支部活動（諸課題において支部員や法律事務所の力をいかに発揮してもらうか）と

総会・幹事会活性化（支部総会・幹事会の参加者を増やして活性化させる）でした。今振り返りますと、幹事会活性化は道半ばの結果でした。支部4大行事（2月支部総会、5月メーデー、8月サマーセミナー、10月ソフトボール大会）のソフトボール大会は参加者が150名を越える規模になっており、支部での



一大イベントになっています。これに対し支部総会の参加者は少なく、何とか100人規模にしたいものです。そして幹事会は年2回の地域幹事会（八王子や立川地域、東部地域、北部地域など）を行うと、地域の事務所の団員・事務局に参加していただき、参加者が増えました。しかし幹事会後の学習会の連続企画や事務所交流会（昨年）を企画しましたが、幹事会そのものの参加者が飛躍的に多くなったわけではありませんでした。この点は次期の執行部に改善をお願いしたいと思います。

全員参加の支部活動については、安部首相の明文改憲発言や戦争法案阻止のたたかいという情勢の変化を受けて、団員及び各法律事務所のみなさんが本当に奮闘した成果として、達成できたかなという思いです。また執行部としても、主に幹事会の後等に、戦争法阻止の事務所経験交流会等を6回開催し、教科書採択問題でも事務所経験交流会を何回か開催し、皆さんの活動を支援できたのではなかったかと思えます。そして何より、私自身が、事務局会議と幹事会とは別に、支部4大行事、戦争法案阻止の集会・デモ、駅頭宣伝、団本部の各種企画、支部ニュース等を通じて、団員や事務局員の皆さん方の活躍を直接に感じることができました。さすが団だ団員だと思えることも多々ありました。貴重な経験でした。今後も、こうした学習経験交流の機会を数多く設けていただきたいと思いますとともに、多くの方々が参加されることを訴えます。

宮川さんと須藤さんの両支部長、齊藤さんと萩尾さんの両事務局長、名前を省略させていただいた事務局次長の皆さん方、奥住さんには大変にお世話になり支えていただきました。ありがとうございました。またすべての支部団員、事務局員のみなさま、どうもありがとうございました。

今後は一団員として、新しい執行部を支えていきたいと思っております。

事務局次長退任のご挨拶

東京東部法律事務所 伊藤 真樹子

2月26日・27日に行われた支部総会をもちまして事務局次長を退任致しました。2年間、支部の皆さまには大変お世話になりました。

私は、これまで団支部と言えば、新人のころに参加した学習会と、ソフトボール大会以外はほぼ全く無縁で過ごしてきてしまい、次長就任のお声かけをいただいた際にも、その仕事については何もイメージが湧かないような状態でした。そして、次長は全員担当分野を持つということも知らず、1回目の執行部会議に都合が付かず欠席したところ、なぜか教育担当とされていました。

正直なところ、それまで教育分野について余り問題意識を持っていなかったのですが、担当次長として様々な問題について知るうち、まるで戦前に逆戻りするかのような安部教育改悪に強く危機感を持つようになりました。ちょうど個人的にも子どもが出来たばかりであったこともあり、「このままでは、我が子を公立学校に通わせられない！」という母の思いで色々な活動に携わらせていただきました。そうは言いながら、ちょうど教科書採択が行われた昨年夏には、二人目の出産のために何も活動できな



い状態になってしまい、歯がゆいと同時に執行部の皆さまにご迷惑をお掛けして心苦しく思うばかりでした。皆さま大変申し訳ありませんでした。

産休から復帰後、支部内の各事務所での多種多様な活動報告などをお聞きし、大田区での逆転不採択の結果など、本当に嬉しく、心強く思いました。また、次長として教職員組合の方々とお会いする機会も多いなか、教職員など教育現場の方々が、安倍政権の圧力に屈することなく子どもたちのために闘っている姿には大変感銘を受けました。

次長の任はこれで終えることになりましたが、今後も、団員として、母として、教育問題には関心を持って諸活動に取り組んでいきたいと思っています。

2年間、本当にありがとうございました。

退任の挨拶

代々木総合法律事務所 三浦 佑哉

2014年2月から務めていた東京支部事務局次長を、本年2月の総会をもちまして退任することになりました。皆様、大変お世話になりました。

月に1回ずつ行われる事務局会議と幹事会では、先輩の先生方や特定の分野に精通された先生方から色んなお話を聞くことができました。情勢が情勢なだけに、憲法問題についての議論が盛んに行われましたが、特に各事務所が集う憲法交流集会での他の方々の報告は、事務所としても私個人としても大変刺激を受けました。

3大イベントの1つであるソフトボール大会では、支部の結束の強さと、各事務所同士での良い意味でのライバル意識を感じ取ることができました。どうでもいいことですが、私は、自分の事務所が用意したお弁当を食べつつも、支部執行部が用意したお弁当をも食べていました。そんな二重取りができなくなると思うと寂しいです。

私はこの2年間、労働を担当させていただきました。労働法制対策本部長の鷲見先生とは事務所で席が隣で、普段から一緒に多くの労働事件に取り組んでいますので、意思疎通が図りやすく、むしろ、普段通りのやりとりなので、全く負担感なく楽しかったです。支部としては、この2年の間に東京地評と共催で計4～5回労働法制に関する学習会を開催しました。労働法制破壊に対抗する取り組みは引き続き正念場ですので、今後も是非このような学習会を開催してもらいたいですし、更に有意義な取り組みがなされることを期待しています。

自由法曹団及び東京支部で活動する日々は刺激的で充実していました。次長を退任いたしました。今後も可能な限り労働などを中心に団の活動、団支部の活動に参加していこうと思います。一度参加しなくなると徐々に離れていきそうですので、とにかくメーデーとその後の懇親会は絶対に参加しようと心に決めております。

今後もよろしく願いいたします。



退任の挨拶

東京南部法律事務所 黒澤 有紀子

2014年、2015年と激動の2年間でした。

安倍政権となつてから、閣議決定、安保法制の強行採決が行われ、今後はいよいよ明文改憲を行おう・・・という、考えがたい事態になっています。

今から15年前、私は高校生のときに日本国憲法をじっくり読む機会がありました。私の高校は国旗掲揚、国歌斉唱を行っていない高校でした。日本国憲法を読み、個人が尊重されること、思想良心の自由、表現の自由を肌で感じ、自分の頭で考え、行動できることが憲法で保障されていることの素晴らしさを感じました。

しかし、安倍首相を中心とした自民・公明党が安保法制を強行採決し、自衛隊による海外での武力行使が行われようとしていること、そして、今後、憲法改悪を実行に移していこうとしていることについて、強い憤りを感じます。

そのような時に、自由法曹団東京支部の次長の仕事をさせていただけたことは大変嬉しく、身の引き締まる思いでした。

また、自由法曹団東京支部では、ソフトボール大会をはじめとした目玉行事があり、そこに執行部として関わらせて頂くことで、他の事務所の先生方とも知り合う機会も増えました。

執行部の方々とは、会議後に飲みに行く機会もあり、他事務所の面白情報(?)をお聞きすることもでき、(一方的ですが)他の事務所の先生方への親近感も一気に増しました。

現在は、2000万人統一署名(東京支部では団員一人当たり100筆が目標です!)を各事務所で取り組まれていることと思いますが、東京支部ではいち早く、推進本部を立ち上げ、力を入れています。

こういった取り組みを先陣きって、素早くできること、そして、事務所間の交流の場を作れることが東京支部の素晴らしいところであると思います。

この2年間、とても楽しく活動をさせていただけたことに感謝申し上げます。

また、幹事会やサマーセミナー、総会などをはじめ、活動には参加させていただくかと存じますが、どうぞ、よろしく願い致します。



今や、刑訴法等改悪一括法案の廃案をめざす 闘いの正念場！

反対集会、反対デモに参加しよう！

反対の声を、依頼者に、知人に、組合に、家族に、広げよう！
抗議の声を日弁連執行部へ、東京三弁護士会へ届けよう！

たんぽぽ法律事務所 弓仲 忠昭

1 今国会の予算審議が進んでおり、前国会で継続審査となった刑訴法等改悪一括法案は、4月初旬にも参議院法務委員会での実質審議が始まろうとしている。

本法案の内容は、元来の目的とした「冤罪根絶のための刑事司法改革」とはほど遠い。ごく一部の限られた犯罪について、抜け穴だらけの例外つきで「取調べの録画・録音（ニセ可視化）」を導入はしたが、警察や検察の要求に屈し、他人を引っ張り込む等で新たな冤罪の温床となる「（証言買収・密告奨励型）司法取引」や「盗聴法適用拡大と通信事業者の立会不要」等の人権を侵害し冤罪を助長する「新たな捜査手法」を潜り込ませた危険極まるものである。

当初は、日弁連執行部の法案推進方針もあって、マスコミや多くの市民を問題のない法案と誤認させることとなり、政府・与党は昨年の通常国会で成立させることを目論んだ。

しかし、冤罪被害者、市民団体、刑事法学者、自由法曹団などの法律家諸団体が次々と法案の危険性を訴え、22に及ぶ単位弁護士会から、法案反対の共同もしくは単独の会長声明が出されるなど、日弁連内のまっとうな意見の存在も明らかになるなかで、衆議院法務委員会では徹底審議とならざるを得なかった。審議の結果、法案の数々の問題点と危険性が明らかになったが、衆議院では法案の危険な本質を変えないままの微修正案が可決された。しかし、参議院法務委員会ではヘイトスピーチ規制（人種差別撤廃推進）法案を先議するとの与野党の口頭合意がなされたこともあって、実質審議に入れないまま継続審査となっている。

2 現在、警察庁は、かねてから念願の盗聴拡大と要件緩和を含むこの法案を廃案にはしないと焦っており、法務省も、日弁連を巻き込んで推進してきた刑訴法等改悪一括法案を今国会の最優先法案と位置付けている。黒川弘務法務大臣官房長は、刑訴法等改悪一括法案を通すだけではなく、共謀罪成立まで、引き続き官房長を続けるという話すら聞こえており、債権法その他の委員会係属法案をすべてつぶしてでも強行する可能性がある。戦争法では数の力で無茶を押し通した安倍政権であるから、警察・検察の意を受けての荒わざがないともいえないであろう。

与党の筆頭理事西田昌司議員（自民）は強行派で知られており、前国会でのヘイトスピーチ規制の先議の口頭約束は反故にするなどとの声が聞こえており、予算成立後、4月のはじめに刑訴法等先議で直ちに審議入りする危険性が高く、早期に闘いを盛り上げる必要がある。

3 当面の反対運動を盛り上げるために、自由法曹団（盗聴法・司法取引阻止対策本部）では、日民協、青法協弁学など他の法律家団体との共催で、「3・18盗聴法拡大・司法取引制度導入の刑訴法等一括法案に反対する院内集会」（12時から、参議院議員会館B109室）を計画している。追って、団本部からのFAXニュース等で詳細は案内がある。

冤罪被害者や支援の市民などが反対運動を進めてきた「盗聴・密告・冤罪NO！実行委員会」では、

「**3/22 刑訴法等改悪法案を廃案に！市民集会**」（18時30分から、南部労政会館。詳細は同封のチラシ参照）を開き、今国会できっぱりと廃案にするための声を上げる。同実行委員会はわかりやすいリーフレットを作成・活用し、刑訴法等改悪一括法案の危険性を広く市民に訴えている。

同実行委員会のご協力を得て、全支部団員分+αの部数の**3/22 市民集会**案内のチラシとリーフレットを入手したので、支部ニュースに同封して頂いた。是非、各自がお読み頂いた上で、それらを**依頼者などに渡して**広げて頂きたい。

さらに、盗聴法などに反対する市民団体や国民救援会も加わる「**盗聴法廃止ネットワーク**」では、「**3・31 盗聴法・刑訴法改悪法の廃案を求める院内集会**」（17時から、参議院議員会館101室）を計画している。海渡雄一氏（弁護士）×青木理氏（ジャーナリスト）×田島泰彦氏（上智大学）による対談・討論のほか、各市民団体からの発言が予定されている。

4月以降にも、「**盗聴・密告・冤罪NO！実行委員会**」の「**4・22 院内集会**」が計画されているほか、先日の自由法曹団**東京支部**総会では執行部から、適切な時期に昼休みの**霞が関反対デモ**などを計画する旨の決意が表明された。

目的を同じくする様々な運動体が波状的に院内集会や市民集会を計画しているが、広く他の反対する法律家団体・市民団体との共同の試み（集会、デモ、共同声明の模索など）を更に広げる必要がある。

審議入りを前に、諸団体との「共同声明」などが実現し記者会見や法務省などへの申し入れができれば何よりと思う。

4 日弁連は、次期会長も法案推進方針を引き継ぐと言明しているが、法案の危険性は明らかであり、冤罪被害者・市民とともに運動を広げつつ、日弁連の姿勢を法案阻止にシフトさせるため、弁護士会内部でも、あらゆる機会をとらえ、法案反対の声を拡大するための努力が必要である。

団本部の盗聴法・司法取引阻止対策本部では、日弁連の次期中本執行部発足にあたって、村越現会長のような有害な法案推進声明を出させないために、日弁連に対し法案推進方針の撤回を求める自由法曹団としての申し入れすることを検討している。

実現させたいと強く思う。

各自がやれるところから声を上げよう。足を踏み出そう。

2 月幹事会議事録

1. 情勢など

(1) 5割を越える内閣支持率

○甘利明前経済再生相をめぐる口利き・金銭授受疑惑に続いて、遠藤五輪相にも口利き疑惑が発生している。

●甘利辞任後の内閣支持率は5割を超えている。

・4月総選挙もあり得る。

(2) 明文改憲

●4日の衆院予算委員会で、憲法9条2項の改定について「(憲法改正は)われわれは今までも掲げてきた。9条についても2項は変えていくとお示ししている」と述べ、民主党の議員への答弁では日本国憲法がGHQ占領下でつくられたことを強調した上で「形成過程がそうであったという事実はしっかりと直視しなければいけない」「指一本触れてはならないと考えることで思考停

止になる」と述べ、「戦後レジームからの脱却」への強い執念を示した。安倍首相はさらに有事における首相の権限強化や国民の権利制限のための「緊急事態条項」創設について、「極めて重く、大切な課題」とも発言。

- 「自主憲法制定」を主張する「日本会議」、が主導した（昨年11月に今後の運動方針として「憲法改正の早期実現を求める地方議会決議を47都道府県全てで実現する」と掲げた）地方議会での改憲を求める意見書採択が33都府県議会に広がっている（多くは自民党単独による採択）。
- 立憲デモクラシーの会は5日、安倍政権が改憲のテーマにあげる「緊急事態条項」について、東京都千代田区・全電通労働会館でシンポジウムを開きました。会場には500人を超える市民が詰めかけました。

(3) 戦争法廃止と野党共闘

- 熊本県での安保法廃止・立憲主義回復などを共通の目的にかかげた野党統一候補擁立されたが、その後進展していない。
- 全労連、全日本民医連、全商連、新婦人、農民連をはじめ「憲法共同センター」を構成する諸団体は、20日に開催される「憲法闘争学習交流集会」までに500万人の署名を集めようとしている。

(4) 辺野古新基地

- 国が撤回を求めて県を訴えた代執行訴訟の第3回口頭弁論（29日）において、福岡高裁那覇支部（多見寿寿郎裁判長）は和解を勧告した。「根本的な解決案」と「暫定的な解決案」とする和解案を示し、国県双方が協議することを求めた。
- 翁長雄志知事は1日、名護市辺野古への米軍新基地建設のための埋め立て承認取り消しをめぐる県の審査申し出を却下した国地方係争処理委員会（係争委・総務省の第三者機関）の決定は違法であるとして、国を相手取り福岡高裁那覇支部に提訴した。新基地建設をめぐる県と国の訴訟は、(1)国が県を訴えた代執行訴訟(2)県が国を訴えた抗告訴訟—に続き3件目。

(6) 労働関係

- 1月27日に第4回透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会が開催された（各労働紛争解決システム相互の関連性やアクセス）。

(7) 共謀罪

- 「盗聴・密告・冤罪NO！実行委員会」で3月22日に市民集会、4月22日に院内集会を開催する予定
- 「テロ対策」のために共謀罪の導入を求める発言が、自民党幹部や安倍晋三内閣の閣僚から相次いでいる。共謀罪導入を盛り込んだ「組織犯罪処罰法改定案」は2003年以降、国会に3度提出され、いずれも廃案になった。

(8) 原発問題

- 東京電力・福島第1原発事故による被害者が全国各地で起こした訴訟を連帯してたたかおうと、「原発被害者訴訟原告団全国連絡会」が13日に結成。

2 諸課題と支部の取組

(1) 憲法関係

- ① 19日行動
- ② 2000万人署名の現状

- ③ 本日開催予定の2000万人署名推進事務所交流会
- (2) 辺野古新基地など
 - ① 1月の沖縄拡大常幹の報告
 - ② 横田基地問題をどうするか
- (3) 労働
 - ① 2月5日の学習会の報告

38人参加。ドイツの労働法制について。解雇の金銭解決制度はほとんど使われていない。社会保障の制度が非常に充実しているため、金銭解決の金額が低い傾向にある。日本の労働法制にそのままあてはめることはできない。

懇親会含め、非常に盛況だった。
 - ② 改正派遣法のパンフレットの活用
- (4) 刑事・弾圧関係
 - ① 団主催の野党共闘院内集会を3月初めころに開催予定。
- (5) その他

3 団支部総会の準備など

- (1) 幹事等の選出
- (2) 当日の進行等の準備
- (3) 参加者 現在の申込36人。前回70余名。オルグを！
- (4) 議案書・特別報告集
- (5) その他

4 その他

2016年度幹事会日程

2016年

- 3月23日(水)
- 4月21日(木)
- 5月18日(水)
- 6月22日(水)
- 7月20日(水)
- 8月26日～27日(サマーセミナー)
- 9月21日(水)
- 10月26日(水)
- 11月22日(火)
- 12月21日(水)

2017年

- 1月25日(水)
- 2月 8日(水)
- 2月24日(金)～25日(土)
(支部総会)

※ 場所は団本部でおこなう。時間は2時～5時

※ 東部、南部、城北、三多摩地域などの事務所の協力を得ながら会場を決める時もある。

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
	支払対象外期間 372日		737日	
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3
TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)